

「原子力安全・保安院通信」vol.15（平成20年12月21日発行）の
誤記載に関する再発防止対策について

平成21年1月23日

昨年12月21日に原子力発電所立地市町村に配布しました「原子力安全・保安院通信」vol.15において、東京電力柏崎刈羽原子力発電所3号機及び福島第一発電所3号機についてプルサーマル計画の地元了解が得られていないにもかかわらず「地元了解：了」と誤って記載していたことが判明しました。

本件につきましては、謝罪広告の掲載や折り込チラシによりお詫びと訂正を行ったところですが、原子力に係る行政の円滑な推進を図る上で、国民の皆様にも誤解を与える結果となりましたことを、経済産業省として真摯に受け止め、今後このようなことがないよう、再発防止対策をとりまとめましたので、ご報告いたします。

1. 誤記載の原因について

今回の誤記載が発生した原因としては、以下の諸事情が重なったことであると考えられます。

- ① 記事テーマの選定がされた後は、作案、校正に至る一連の作業が担当者及び委託先任せになっていたこと
- ② 内容の確認が担当者間のメールによるチェックを中心に行われ、関係者への注意喚起が不十分で、広報の重要性を踏まえたものとなっていなかったこと
- ③ 不測の事態が発生した段階で、直ちに院長を含めた事後対応を行うという緊急時対応が不十分であったこと
- ④ 原子力広報に求められる根本的な心構えが関係者の間で共有されていなかったこと

2. 再発防止対策について

上記発生原因を踏まえ、保安院としての「広報基本方針の徹底」や「原稿校正のやり方」の見直しなど、適切な原子力広報文化の醸成を行うとともに、原子力広報体制の再構築とその徹底に努めてまいります。

① 「広報基本方針」の策定と徹底

年度開始前に、翌年度の保安院の広報活動の基本方針（四半期毎の「原子力安全・保安院通信」の特集記事のあり方を含む。）について、院長、次長及び院

内すべての審議官並びに首席統括安全審査官から構成される広報方針決定会議において明確に組織決定いたします。決定された内容については、院内各課長に対して、直接徹底することとします。

②記事に対する責任所在の一層の具体化

広報する個々の記事等に対する院内各課の責任をより一層明確化する観点から、院内各課長を各課広報編集責任者とし、課長自ら記事内容に直接責任を持つ体制とします。また、上記方針の決定、具体的な記事のテーマの選定、記事の出稿時を含め、適宜、各課広報編集責任者からなる広報編集責任者会議を開催します。

③発送前最終確認と配布状況確認の徹底

原子力安全広報課長は、印刷仕上がり後、配送前に、発送前最終確認を行い、確認を経なければ発送を行わない措置を講じます。この際の確認については、原子力安全広報課長を含めて複数の担当者等による読み合わせを行うこととします。併せて、配布直前まで「万一のトラブル」に備え、配布に関する状況を把握し、不測の事態が発生した場合には、直ちに、院長、次長に連絡し、善後策を講じるものとします。

④適切な原子力広報文化の醸成

原子力リレーショップ・マネジメントの基本に戻り、国民の目線に立った広報を行う心構えについて、広報関係者の間での確に共有されるとともに、そうした理念に基づいた正しいメッセージの発信、信頼関係醸成、主観と客観の区分、緊急時の行動等が確保されるよう適切な原子力広報文化の醸成に係る研修を保安院内の広報関係職員に対して実施することとします。

3. 関係者の処分について

原子力安全・保安院における広報体制が十分でなく、広報業務の遂行に適切さを欠いたことから、原子力安全・保安院長と原子力安全広報課長の2名について、「厳重注意（口頭）」処分を行いました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 企画調整課

担 当： 加藤 洋一

TEL：03-3501-1511（内線4841～4）

03-3501-1568（直通）